

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 24（情）第 1 号）

第 1 審査会の結論

広島高速道路公社（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった行政文書を不開示とした決定については、別表に掲げる情報以外は、開示すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 24 年 2 月 29 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、高速 5 号線の総工事のうち、既に支払った用地取得費の使用目的の分かる詳細な内訳明細書の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、平成 21 年度第 2 回広島高速道路事業評価監視委員会に提出した再評価に係る資料（以下「文書 A」という。）、平成 22 年度事業年度財務諸表付属明細書にある事業資産建設仮勘定（以下「文書 B」という。）及び補償金協議調書等（以下「本件対象文書」という。）であると特定し、文書 A 及び文書 B については行政文書開示決定を、本件対象文書については、条例第 10 条第 2 号（個人情報）又は同条第 3 号（事業活動情報）に該当することを理由に、行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、それぞれ平成 24 年 3 月 13 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 4 月 16 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、団体ごとの用地補償費の処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

「特定の団体ごとの用地補償費のすべてを開示する。」ことが当該団体の権利利益を害するおそれがあるとする具体的な根拠が不明である。

なお、異議申立人は、意見書の提出及び口頭による意見陳述はしなかった。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における口頭の意見陳述で説明している内

容を総合すると、本件処分を行った理由などについては、次のとおりである。

1 条例第 10 条第 3 号により不開示とした理由について

(1) 土地取得補償金について

最高裁判所平成 17 年 10 月 11 日判決（以下「最高裁判決」という。）のように、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年 6 月 15 日法律第 66 号。以下「公拡法」という。）第 7 条の適用がある土地の買収価格は、公示価格を規準とし、当該土地の価格に影響する諸要因を総合的に判断して算定しており、一般人であればおよその見当をつけることができるものである。

一方、実施機関の本件の場合は、公拡法第 7 条の適用はなく、広島高速道路公社の施行する公共事業に伴う損失補償基準（以下「損失補償基準」という。）等に基づき、一般には公にされていない近傍類地の取引価格を基準とし、あくまでも公示価格は均衡を保つものであるとしており、最高裁判決とは状況を異にしている。

また、土地取得補償金については、廃業したり、営業規模を縮小したりするようなケース以外では、これらを移転先地の購入、建物等の再配置や設備投資に活用することとなる。その金額や移転の時期などの情報がライバル企業に知られば、投資の規模や時期が推測されて、経営戦略上の影響が生じるおそれがある。

そして、当該用地買収により、いくらに対価を得たかという情報は、企業の資産や所得に関する情報である。多くの場合、用地取得は地権者との任意交渉によって行われていることからすると、個別の不動産取引における金額は、一般に公開されているものではないし、公開が予定されているものでないため、土地取得補償金額は企業の内部管理に関する情報であり、これらが公にされれば、企業経営に影響が生じるおそれがある。

さらに、受け取った土地取得補償金の活用状況を見れば、ライバル企業、融資先の金融機関や株主などは企業の経営体力や信用力を推測することも可能であり、企業活動の自由が制限されるおそれがある。

(2) 物件移転等補償金について

物件移転等補償金の中で、例えば、建物の移転工法や営業補償の検討を行うにあたっては、生産ライン、生産関連の機械、取引相手先や会計帳簿などの経営情報といったリストを提出してもらい、専門業者が調査・積算を行うこととしている。

これらは、生産技術、販売、営業等に関する情報で、開示することにより、企業の事業活動に競争上不利益を与えるおそれがある。例えば、生産ラインや機械の種類を見れば生産工程や製品開発のノウハウが明らかとなったり、原材料の仕入れ先や製品の納入先が知られることとなり、その企業の持つ先進性・独創性が失われかねない。また、取引企業の信頼を失うおそれもある。

企業にとっては、開示することにより企業経営の根幹を揺るがしかねないものであるため、条例第 10 条第 3 号本文に該当する情報と判断し、不開示とした。

2 条例第 10 条第 6 号により不開示とした理由について

本件対象文書には、土地取得補償金額、物件移転等補償金額などが記載され

ている。これまで、実施機関では、こうした情報は公開されないことを前提として用地交渉を行ってきた。地権者も、公開されないとの認識を持っていた。

現在も継続している広島高速5号線建設事業において、これらが公開されることになれば、今後の買収地、補償物件の所有者が公開された土地取得補償金額、物件移転等補償金額から自己の補償金額を算定し、算定額に固執することは十分にあり得る。これに対し、実施機関としては、提示した金額等により説得を続ける以外にないことから、交渉が大幅に長引き、場合によっては売買契約が成立しない事態が生ずることも予想される。

加えて、土地価格が下落している現状においては、過去の買収価格で取得することは不可能であるので、用地交渉の難航が予想される。従来のような土地価格の上昇を前提として、土地開発公社に土地を先行取得させていた時代とは、用地交渉を取り巻く環境が変化してきている。

また、今後の事業において、自己の私的経済活動に係る情報を公開されることをおそれて用地買収、物件移転補償に応じない者が現れることも予想され、他の同種の公共事業の円滑な執行に支障を生じることにもなる。

さらに、本件対象文書を開示された地権者から、他人に契約金額を知られ、いわれのない怨みや妬みを受けたり、他人に知られたくない自らの持ち物が白日の下に晒され、プライバシーを侵害されたとして、損害賠償を請求されるおそれもある。

以上のことから、土地取得補償金額、物件移転等補償金額を公にすることにより、実施機関が行う用地取得事務に関し、実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれもあるため、当該情報は、条例第10条第6号ロにも該当する。

第5 審査会の判断

1 広島高速5号線について

広島高速5号線は、広島市東区温品町と広島市東区二葉の里三丁目を高架とトンネルで結ぶ、約4.0kmの自動車専用道路であり、広島市北東部地域や広島高速1号線と都市部を連絡する主要幹線として位置付けられており、平成12年から実施機関が事業に着手し、現在も継続しているものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関と広島高速5号線の関係で「土地売買に関する契約」や「物件移転等補償契約」を締結した地権者ごとの土地取得補償金や物件移転等補償金の積算に必要な数量や単価が記載されている補償金協議調書等である。

この補償金協議調書等は、広島高速道路公社の施行する公共事業に伴う用地取得事務取扱要領（以下「用地取得事務取扱要領」という。）で定める様式第6号ないし第19号による調書と、用地補償金算定概説書、協議補償金総括表、各種補償金算定表及び添付資料（評価格決定の決裁書類、関係図面、その他必要な資料）からなっている。

なお、異議申立人は、異議申立書において、本件対象文書のうち、団体ごとの補償金協議調書等の開示を求める旨主張していると認められることから、審査会は、団体ごとの補償金協議調書等を不開示としたことの妥当性のみについ

て検討する。

3 不開示理由の追加について

実施機関は、当初、本件対象文書が、条例第10条第2号及び第3号に該当することを理由として本件処分を行ったが、審査会に諮問後、理由説明書によって、条例第10条第6号ロにも該当すると主張しているので、まず、このような不開示理由の追加を認めるかどうかを検討する。

そもそも条例第7条第3項が不開示決定の通知に併せてその理由を通知すべきものとしているのは、不開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当とを担保してその恣意を抑制するとともに、不開示理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることを目的としていると解される。したがって、不開示理由の追加を無制限に認めれば、不開示理由の付記を求めた条例の趣旨が没却される結果となりかねない。

しかしながら、ひとたび決定通知書に理由を付記した以上、実施機関が当該理由以外の理由を主張することを許さないと解するべきではなく、上記の趣旨から、異議申立人に実質的な不利益を与えるか否かを合理的に判断する必要がある。

本件では、実施機関が不開示理由を本件異議申立手続の初期段階である理由説明書において追加しており、その後、異議申立人には意見書の提出等の機会が付与されている。さらに、ここで不開示理由の追加を認めないで、不開示決定と不服審査の繰り返しになるよりは、本件審査の中で、追加して主張された不開示理由も含めて審議した方が、事案の一次的解決を図ることができるものと考えられる。

以上のような事情に照らすと、本件における不開示理由の追加は、直ちに条例が理由の付記を求めた趣旨を没却するものとはいえないから、当審査会では、追加して主張された不開示理由を含めて本件処分の妥当性を判断することとする。

4 条例第10条第2号（個人情報）該当性について

- (1) 条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とすべき情報として規定している。

また、条例第10条第2号では、同号本文に該当する個人情報であっても、同号ただし書イ、ロ、ハに該当すれば、例外的に開示すべきとされており、同号ただし書イでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を、同号ただし書ロでは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を、同号ただし書ハでは、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示することとしている。

- (2) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、例えば、土地取得補償金を算出するために実施機関が作成した対象地の価格算出表の中には、法人の情報とともに、当該法人の近隣地を所有する個人の氏名やその所有地の詳細な属性に関する情報が、家賃減収補償金算定表の中には借家人の氏名が、営業補償金算定表の中には、従業員の氏名、賃金等（以下「本件個人情報」という。）が記載されている。

実施機関は団体から用地取得した案件の補償金協議調書等に条例第10条第2号に該当する部分が含まれるとは個別に主張していないが、条例第3条の趣旨に則り、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

広島県情報公開条例の解釈運用基準によれば、「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日、年齢、住所、所得、財産の状況など、個人に関する一切の情報をいうのであり、本件個人情報は、同号本文に該当し、また、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないと認められるため、実施機関が不開示としたことは妥当である。

その他の本件対象文書中に含まれる個人情報についても、同号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものについては、実施機関が不開示としたことは妥当である。

5 条例第10条第3号（事業活動情報）及び6号（行政執行情報）該当性について

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

ア 条例第10条第3号は、法人その他の団体等に関する情報等であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを規定している。これは、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、開示することにより、事業を行う者の権利や適正な競争秩序が阻害されるような情報は、不開示とすることを定めたものである。

この場合において、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するかどうか」は、法人等の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断することが必要であり、影響の程度は、名目的なものではなく、実質的なものが要求されるものである。

また、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の程度は単なる抽象的な可能性では足りず、具体的な蓋然性が要求されるものである。

ただ、同号ただし書では、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

イ 次に、条例第10条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録され

ている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号は、当該事務又は事業の内容及び性質に着目して類型化し、類型ごとに、公にすることにより支障を及ぼすおそれのある事務事業を例示列挙しており、同号ロでは、「契約、入札、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を規定している。

なお、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復して行われる場合、将来の事務又は事業も含まれるものである。

また、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ものに該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではなく、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要とされ、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生ずることについて、具体的な蓋然性が要求されるものである。

(2) 土地取得補償金について

ア 土地取得補償金は、不動産鑑定士などの専門家の意見や付近の取引事例等を考慮して決定した土地単価に取得面積を乗じて算定することとしており、実施機関の算定事務の基準である損失補償基準の第8条第1項において、取得する土地に対しては、正常な取引価格をもって補償するものとされ、第9条第1項では、前条の正常な取引価格は、近傍類地の取引価格を基準として、これらの土地及び取得する土地について、土地価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定するものとされている。

イ 実施機関は、理由説明書及び意見陳述において、本件の土地取得補償金の算定は、公扨法第7条の適用はなく、損失補償基準等に基づき、一般には公にされていない近傍類地の取引価格を基準とし、最高裁判決とは状況を異にしており、また、その金額や移転の時期などの情報がライバル企業に知られれば、投資の規模や時期が推測されて、経営戦略に不利益が生じるおそれがある旨を説明する。

確かに、実施機関が説明するように、最高裁判決における場合とは、根拠法令及び公示価格の扱いといった点で算定方法に違いがあり、最高裁判決と同様に買収対象地の買収単価を一般人であればおよその見当をつけることができるとは一概に言えない可能性もある。

しかしながら、損失補償基準を見ると、取得する土地に対しては、正常な取引価格をもって補償するものとされ、その正常な取引価格は、近傍類地の取引価格を基準とすることとされており、本件事業においても、損失補償基準等に基づき、定められた手順で正常な取引価格を算定し、買収価格としていることから、その買収価格を開示することにより、実施機関が主張するような当該法人の経営戦略に不利益が生じるおそれがあるとは認められない。

以上のことから、土地取得補償金額については、条例第10条第3号の不開示情報に該当しない。

ウ また、実施機関は、土地取得補償金額が公開されると、今後の買収地の

所有者が公開された土地取得補償金額から近隣地の補償金額を算定し、自己の算定額に固執することや、補償額が将来公になることを理由に、補償交渉自体を拒む者等が出てくるのが考えられ、実施機関が行う用地取得事務に関し、実施機関の地位を不当に害するおそれがある旨を説明する。

確かに、公共事業の実施に伴う用地取得のための補償交渉は、補償対象者の考え方等により難航する場合があることは否定できないが、補償額の算定自体は、損失補償基準等により客観的に算定されるものであり、補償交渉が難航した際は、補償対象者に対して十分な説明を行うことが求められる。

したがって、損失補償基準等により、客観的に算定された土地取得補償金額を公にしたとしても、今後の実施機関の用地買収事務の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとは認め難い。

以上のことから、土地取得補償金額については、条例第 10 条第 6 号の不開示情報にも該当しないため、開示すべきである。

(3) 土地取得補償金を算出するための根拠となった情報について

ア 土地取得補償金を算出するための根拠となった情報には、用地取得事務取扱要領で定める「土地取得及び権利の消滅に係る補償金算定表」（以下「土地取得等補償金算定表」という。）に記載されている情報（土地の所在・地番、公簿上の地目・地積、現状地目・地積（実測面積）、 m^2 当たり価格、土地所有者氏名等）や買収対象地の価格を算出するための情報等がある。

イ 土地取得等補償金算定表に記載されている情報のうち、実施機関が法人から買収した土地の所在・地番、公簿上の地目・地積、土地所有者氏名については、一般に不動産登記簿に登録されて公示されるものである。また、現状地目と土地の実測面積は、必ずしも不動産登記簿に記載されている土地の地目、地積と一致する情報ではないが、当該土地に係る客観的な状況及び数値を表すものであり、現地において、土地の地目の現況は容易に確認することができ、実測面積はおおよその面積を推測することが可能なものである。

さらに、 m^2 当たり価格は、実施機関が算定した土地の取得価格であり、その価格は、損失補償基準等により正常な取引価格となっているものである。

したがって、土地取得等補償金算定表に記載されている情報を公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれるとは認め難く、これらの情報は、条例第 10 条第 3 号の不開示情報に該当しない。

ウ また、これらの情報を開示することによって、今後の実施機関の用地事務の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとは認め難く、条例第 10 条第 6 号の不開示情報にも該当しないため、開示すべきである。

エ 次に、買収対象地の価格を算出するための情報（標準地の価格、街路条件、接近条件、環境条件、画地条件等の個別的要因格差率等）について検討する。

まず、買収対象地の価格の算出は、損失補償基準等に定めるところに従

い、買収対象地の存する同一の状況にある地域において価格比準の基準となる標準地の価格を求め、当該標準地の価格からの比準により買収価格を算定する。具体的には、標準地と買収対象地の街路条件や接近条件、環境条件、画地条件等の個別的要因の状態等を比較して、買収価格を算定している。

これらの個別的要因格差率等の情報が公になれば、実施機関の土地評価手法の一部が明らかとなり、実施機関と土地の売買を行う補償対象者によっては、自ら所有する土地と他の土地との個別的要因の評価の違いにより、買収対象地の価格の評価方法等に疑問、不満を抱き、以後の用地買収が難航するなど、今後の用地買収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

さらに、買収価格は開示すべきとしていることから、標準地の価格を開示すると、個別的要因格差率が算出できるため、標準地の価格については、同様に不開示情報に該当する。

(4) 物件移転等補償金について

ア 物件移転等補償金は、土地の取得に伴って、その土地に建物・工作物等が存在する場合、その建物・工作物等の移転費用にあたるもので、建物移転料、工作物移転料、動産移転料、立竹木等移転料、移転雑費補償金、営業補償金などがあり、法人ごとに該当する補償金を算定している。

イ 法人に対する物件移転補償金の額については、公開することにより、当該法人の資産の評価額や当該年度における収入の一端が明らかになることとなるが、当該法人の資産や収入の全容を示すものではない。また、当該法人が移転補償の対象となったことは、外見上明らかな情報であり、その補償額は、実施機関の損失補償基準等に基づき、客観的に算定されている。

以上のことから、物件移転等補償金額の情報については、開示することにより、当該法人の資産や収入の一端が明らかとなる情報ではあるものの、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは認められず、条例第10条第3号の不開示情報に該当しない。

ウ また、物件移転等補償金は、損失補償基準等に基づき客観的に算定されているのであるから、その金額を公にしたとしても、今後の実施機関の用地買収事務の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとは認め難く、条例第10条第6号の不開示情報にも該当しないため、開示すべきである。

(5) 物件移転等補償金を算出するための根拠となった情報について

ア 物件移転等補償金を算出するための根拠となった情報には、生産機械の図面や写真、生産機械の性能情報や、生産ラインの図面、部品取引契約書や品質管理基準書、あるいは、法人の財務に関する情報など多岐にわたる情報がある。

イ 実施機関は、生産ラインや機械の種類を見れば生産工程や製品開発のノウハウが明らかとなったり、製品の納入先が知られることになり、当該法人の先進性・独創性が失われかねない旨を説明する。

確かに、物件移転等補償金を算出するための情報のうち、次のものについては、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当

な利益を害するおそれがあると考えられ、条例第 10 条第 3 号の不開示情報に該当すると認められる。

- (ア) 設備設計等の製品・生産技術に関する情報や製造工程、製造方法等の生産、管理のプロセスに関する情報などの「生産技術に関する情報」
- (イ) 取引先、取引条件等の個別の取引内容に関する情報などの「販売、営業に関する情報」
- (ウ) 雇用方針等の経営方針が明らかにされ、又は具体的に推測される情報や資金調達情報等の財務に関する情報などの「経営方針、経理、人事等に関する情報」

ウ また、円滑に用地交渉事務を進めていくためには、補償対象者との信頼関係を構築し、維持することが必要であり、また、補償対象者の協力なしには補償額の積算ができないことを考慮すると、これらの情報を開示し、補償対象者の正当な利益を害することになれば、ひいては、今後補償対象者との信頼関係が損なわれ、補償額を適正に決定するための情報が得られなくなるなど、実施機関が適正な用地補償事務を行うに当たって支障が生じることが予想され、条例第 10 条第 6 号にも該当すると認められる。

エ 以上のことから、上記（ア）から（ウ）までに掲げる情報は、条例第 10 条第 3 号及び第 6 号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

6 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表

文書	情 報	
土地取得補償金に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買収対象地の価格を算出するための情報 ・ 条例第 10 条第 2 号本文に該当し，同号ただし書イ，ロ，ハのいずれにも該当しない情報 	
物件移転等補償金に関する文書	個人に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 10 条第 2 号本文に該当し，同号ただし書イ，ロ，ハのいずれにも該当しない情報
	法人の生産技術に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備設計その他の製品・生産技術に関する情報 ・ 製造工程，製造方法その他の生産，管理のプロセスに関する情報
	法人の販売，営業に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引先，取引条件その他の個別の取引内容に関する情報
	法人の経営方針，経理，人事等に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用方針その他の経営方針が明らかにされ，又は具体的に推測される情報 ・ 資金調達情報その他の財務に関する情報

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
24. 4. 17	・ 諮問を受けた。
24. 4. 26	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
24. 5. 31	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
24. 6. 1	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
24. 8. 31 (平成 24 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
24. 9. 28 (平成 24 年度第 6 回第 1 部会)	・ 実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
24. 10. 22 (平成 24 年度第 7 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
24. 11. 22 (平成 24 年度第 8 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授